

静岡県立天竜高等学校春野校舎 いじめ防止等のための基本方針

令和7年4月

静岡県立天竜高等学校 春野校舎

第1章 いじめに関する基本的な事項

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき静岡県立天竜高等学校春野校舎（以下本校と称す）におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの理解

本校教職員と生徒及び関係者は、いじめについて以下のように理解し、共通の認識を持つ。

- (1) いじめは、いかなる理由があろうとも、人間として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2章 組織の設置

本校ではいじめ防止等を実効的に行うために、以下の組織を設置する。

1 組織の名称「いじめ対策委員会」

＜委員長＞校長

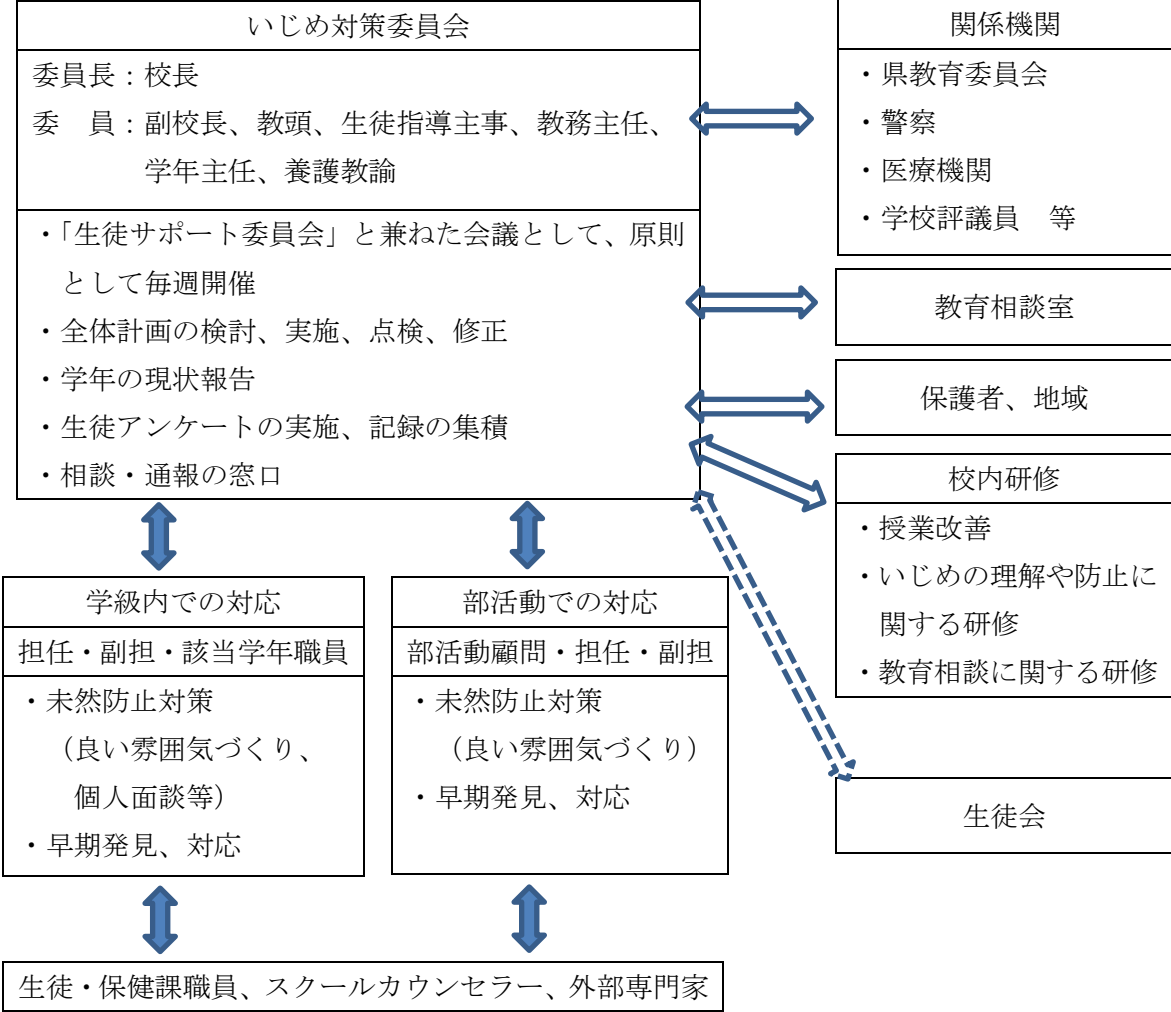
＜委員＞副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭

※ 必要に応じて、職員の出席を求めることができる。また、状況に応じて、スクールカウンセラー、本校学校評議員、外部専門家を招いて協議する。

2 委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

3 委員会組織図



第3章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがづくり出していくものと期待される。

2 いじめ防止のための措置（別紙年間計画参照）

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、日ごろから教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動の中で道徳教育や人権教育を充実させ、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる能力を養う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることが考えられる。そのため、わかりやすい授業づくりを進めていくことや生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが重要である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

生徒の自己有用感や自己肯定感を育むため、授業や学校行事等の機会をとらえ、生徒への積極的な声掛けを行うことが大切である。そのため、普段から生徒一人ひとりの様子を観察し有効な声掛けを行う。

(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめについて学び、取り組むため、生徒会活動等を通じていじめ撲滅を呼び掛ける活動等を行う。

(6) 保護者・地域との連携

教育方針や生徒指導方針、生徒の表れ等の情報を家庭や地域に発信し、教育に対する理解と協力を得るとともに、日頃から連携を深めておく。

(7) 教職員の研修

教職員に対し、研修を計画的に行い、資質の向上を図る。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるため、日頃から生徒の様子を観察するとともに、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する必要がある。また、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

生徒や保護者に対しては日ごろから相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

2 いじめの早期発見のための措置（別紙年間計画参照）

(1) アンケート調査

本校ではいじめの実態把握のため、年間2回学校独自のアンケート調査を行う。

(2) 生徒との面談

担任による個人面接や長期休業中の三者面談等の機会をとらえて、いじめがあるかどうかの実態把握を行う。

(3) 保護者との面談

三者面談等、保護者と面談する機会をとらえ、いじめがあるかどうかの実態把握を行う。

(4) 相談体制の整備

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。担任や副担任は連携を取り合い、日ごろから生徒が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

また、いじめに関することで保健室や教育相談室の利用をするように生徒に促したり、静岡県教育委員会の「いじめ・暴力対策」メールコーナー（[静岡県 いじめ](#)で検索）「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル 0120-007-110）」「24 時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310（なやみ言おう）」「ハロー電話「ともしび」浜松 053-471-8686」等の利用ができることを周知したりする。

(5) 個人情報の取扱い

教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織で対応すること、被害生徒を守ること、加害生徒への指導方法、保護者・関係機関との協力等に配慮する必要がある。

2 いじめへの具体的な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 早期の事実確認

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。通報を受けた場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導主事や教頭に直ちに報告・相談をし、「いじめ対策委員会」の委員と情報を共有する。その後、「いじめ対策委員会」は生徒・保健課と連携して、速やかに関係生徒から事情を聴取し、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに、担任や学年主任は被害生徒・加害生徒、双方の保護者に連絡する。特に加害生徒については事実関係を詳細に、正確に伝えるため、必ず面談で事実関係を伝える。

ウ 関係機関等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒と保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒には一切責任はないと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

保護者には、その日のうちに事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

(3) いじめた生徒への指導

いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

いじめた生徒への指導については、生徒指導案件として「いじめ対策委員会」は生徒・保健課と連携しながら、生徒指導を行う。その際、以下のことに留意する。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを加害生徒と保護者に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求

めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第6章 重大事態への対処

1 「重大事態」の定義

いじめによる「重大事態」とは、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例 ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- (3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

3 調査組織による調査

県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会または本校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、事実関係の調査を行う。

4 情報の提供

県教育委員会または本校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供する。なお、本校が調査及び情報の提供を行う場合は県教育委員会の指導に従う。

5 報道への対応

情報発信・報道対応については、県教育委員会の指導の下、個人情報保護に配慮し、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブル等がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

第7章 取組の検証と実施計画等の見直しについて

1 いじめ防止等の反省及び修正

いじめ対策委員会において、年度末にいじめ防止等に係る反省を行い、その結果に基づき実施計画の修正を行う。

2 いじめ防止等に係る数値の検証と次年度の計画の策定

いじめ対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数等、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に当該年度の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

(平成 26 年 5 月 1 日 施行)

(平成 31 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和 7 年 4 月 1 日 一部改正)